

○環境省告示第三十七号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条の規定に基づき、土壌の汚染に係る環境基準について（平成三年八月環境庁告示第四十六号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月三十一日

環境大臣 浅尾慶一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
-----	-----

別表

項 目	環境上の条件	測 定 方 法
カドミウム	検液 1 Lにつき 0.003mg 以下で あり、かつ、農 用地においては 、米 1 kg につ き 0.4mg 以下で あること。	環境上の条件のうち、検液中 濃度に係るものにあつては、 <u>日本産業規格（以下「規格」 という。）K0102-3 14.3、 14.4 又は 14.5 に定める方法</u> 、農用地に係るものにあつて は、昭和 46 年 6 月農林省令第 47 号に定める方法
全シアン	検液中に検出さ れないこと。	<u>規格 K0102-2 9.3.2 若しくは 9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4 、9.5、9.6（ただし、蒸留操 作は装置にて行わない。）若 しくは 9.7 の分析を行う方法</u> 又は昭和 46 年 12 月環境庁告 示第 59 号付表 1（蒸留操作は <u>装置にて行う。）に掲げる方 法</u>
有機 ^{りん} 燐	検液中に検出さ れないこと。	<u>規格 K0102-4 7.2.1 及び 7.2.3 に定める方法又はパラ</u>

別表

項 目	環境上の条件	測 定 方 法
カドミウム	検液 1 Lにつき 0.003mg 以下で あり、かつ、農 用地においては 、米 1 kg につ き 0.4 mg 以下で あること。	環境上の条件のうち、検液中 濃度に係るものにあつては、 <u>日本産業規格 K0102（以下「 規格」という。）の 55.2、 55.3 又は 55.4 に定める方法</u> 、農用地に係るものにあつて は、昭和 46 年 6 月農林省令第 47 号に定める方法
全シアン	検液中に検出さ れないこと。	<u>規格 38 に定める方法（規格 38.1.1 及び 38 の備考 11 に定 める方法を除く。）又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号 付表 1 に掲げる方法</u>
有機 ^{りん} 燐	検液中に検出さ れないこと。	<u>昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 1 に掲げる方法又は</u>

		チオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあつては規格K0102-4 7.2.1、7.2.2.2及び7.2.5又は7.2.1及び7.2.6に定める方法（ただし、7.2.6に定める方法により測定する場合において、7.2.2のクリーンアップを行うときは、7.2.2.2に定める操作とする。）			規格 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあつては、昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法）
鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。	規格 K0102-3 13.2、13.3、13.4 又は 13.5 に定める方法	鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。	規格 54 に定める方法
六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。	規格 K0102-3 24.3 (24.3.7を除く。) に定める方法（ただし、24.3.2 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、規格 K0170-7 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。）	六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。	規格 65.2 (規格 65.2.7 を除く。) に定める方法（ただし、規格 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本産業規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。）

砒素	検液 1 Lにつき 0.01mg 以下で あり、かつ、農 用地（田に限 る。）において は、土壌 1 kg につき 15mg 未 満であること。	環境上の条件のうち、検液中 濃度に係るものにあつては、 <u>規格 K0102-3 20.2、20.3、</u> <u>20.4 又は 20.5 に定める方法</u> 、農用地に係るものにあつて は、昭和 50 年 4 月総理府令第 31 号に定める方法
(略)	(略)	(略)
アルキル水銀	検液中に検出さ れないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 3 及び昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 1 に 掲げる方法
(略)	(略)	(略)
ジクロロメタン	検液 1 Lにつき 0.02mg 以下で あること。	<u>規格 K0125 5.1、5.2 又は</u> <u>5.3.2 に定める方法</u>
四塩化炭素	検液 1 Lにつき 0.002mg 以下で あること。	<u>規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1</u> 、 <u>5.4.1 又は 5.5 に定める方</u> <u>法</u>
(略)	(略)	(略)

砒素	検液 1 Lにつき 0.01mg 以下で あり、かつ、農 用地（田に限 る。）において は、土壌 1 kg につき 15mg 未 満であること。	環境上の条件のうち、検液中 濃度に係るものにあつては、 <u>規格 61 に定める方法</u> 、農用地 に係るものにあつては、昭和 50 年 4 月総理府令第 31 号に 定める方法
(略)	(略)	(略)
アルキル水銀	検液中に検出さ れないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 3 及び昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 3 に 掲げる方法
(略)	(略)	(略)
ジクロロメタン	検液 1 Lにつき 0.02mg 以下で あること。	<u>日本産業規格 K0125 の 5.1、</u> <u>5.2 又は 5.3.2 に定める方法</u>
四塩化炭素	検液 1 Lにつき 0.002mg 以下で あること。	<u>日本産業規格 K0125 の 5.1、</u> <u>5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5</u> <u>に定める方法</u>
(略)	(略)	(略)

1, 2-ジクロロエタン	検液 1 Lにつき 0.004mg 以下であること。	<u>規格 K0125</u> 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき 0.1mg 以下であること。	<u>規格 K0125</u> 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき 0.04mg 以下であること。	シス体にあつては <u>規格 K0125</u> 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める 方法、トランス体にあつては <u>規格 K0125</u> 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき 1 mg 以下であること。	<u>規格 K0125</u> 5.1、5.2、5.3.1 、5.4.1 又は 5.5 に定める方 法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき 0.006mg 以下であること。	<u>規格 K0125</u> 5.1、5.2、5.3.1 、5.4.1 又は 5.5 に定める方 法
トリクロロエチレン	検液 1 Lにつき 0.01mg 以下であること。	<u>規格 K0125</u> 5.1、5.2、5.3.1 、5.4.1 又は 5.5 に定める方 法

1, 2-ジクロロエタン	検液 1 Lにつき 0.004mg 以下であること。	<u>日本産業規格 K0125</u> の 5.1、 5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定め る方法
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき 0.1mg 以下であること。	<u>日本産業規格 K0125</u> の 5.1、 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき 0.04mg 以下であること。	シス体にあつては <u>日本産業規 格 K0125</u> の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トラン ス体にあつては <u>日本産業規格 K0125</u> の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき 1 mg 以下であること。	<u>日本産業規格 K0125</u> の 5.1、 5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき 0.006mg 以下であること。	<u>日本産業規格 K0125</u> の 5.1、 5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 Lにつき 0.01mg 以下であること。	<u>日本産業規格 K0125</u> の 5.1、 5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法

テトラクロロエチレン	検液 1 Lにつき 0.01mg 以下であること。	<u>規格 K0125</u> 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 Lにつき 0.002mg 以下であること。	<u>規格 K0125</u> 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
(略)	(略)	(略)
ベンゼン	検液 1 Lにつき 0.01mg 以下であること。	<u>規格 K0125</u> 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1 Lにつき 0.01mg 以下であること。	<u>規格 K0102-3</u> 26.2、 <u>26.3</u> 又は <u>26.4</u> に定める方法
ふっ素	検液 1 Lにつき 0.8mg 以下であること。	<u>規格 K0102-2</u> 5.2 及び 5.3、 <u>5.2</u> 及び <u>5.4</u> (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム

テトラクロロエチレン	検液 1 Lにつき 0.01mg 以下であること。	<u>日本産業規格 K0125</u> の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 Lにつき 0.002mg 以下であること。	<u>日本産業規格 K0125</u> の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
(略)	(略)	(略)
ベンゼン	検液 1 Lにつき 0.01mg 以下であること。	<u>日本産業規格 K0125</u> の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1 Lにつき 0.01mg 以下であること。	<u>規格 67.2</u> 、 <u>67.3</u> 又は <u>67.4</u> に定める方法
ふっ素	検液 1 Lにつき 0.8mg 以下であること。	<u>規格 34.1</u> (<u>規格 34</u> の備考 1 を除く。) 若しくは <u>34.4</u> (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩

		10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、 <u>規格 K0170-6 6 図 2 注記</u> のアルミニウム溶液のラインを追加する。)、 <u>5.2 (蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)</u> 及び <u>5.5 又は 5.2 及び 5.6 に定める方法</u>			化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、 <u>日本産業規格 K0170-6 の 6 図 2 注記</u> のアルミニウム溶液のラインを追加する。) <u>に定める方法又は規格 34.1.1c) (注⁽²⁾)第 3 文及び規格 34 の備考 1 を除く。)</u> に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。) <u>及び昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法</u>
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。	<u>規格 K0102-3 5.2、5.5 又は 5.6 に定める方法</u>	ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。	<u>規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法</u>
1, 4-ジオキサ	検液 1L につき	昭和 46 年 12 月環境庁告示第	1, 4-ジオキサ	検液 1L につき	昭和 46 年 12 月環境庁告示第

ン	0.05mg 以下で あること。	59 号付表 7 に掲げる方法	ン	0.05mg 以下で あること。	59 号付表 8 に掲げる方法
備考 1～4 (略) 5 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、 <u>規格 K0125</u> 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と <u>規格 K0125</u> 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。			備考 1～4 (略) 5 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、 <u>日本産業規格 K0125</u> の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と <u>日本産業規格 K0125</u> の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。		